

中学生の職場体験へのご協力のお願い

日頃から、東京都の施策にご理解・ご協力をいただきまして誠にありがとうございます。

東京都では、平成17年度から重点事業として、中学生の職場体験(別添資料参照)を実施することといたしました。

現在、学齢期の不登校経験やフリーター、ニートの増加、社会生活における実体験の減少や社会規範の喪失等が指摘されており、「将来の社会人」である中学生に、正しい人生観・勤労観・職業観を醸成する機会を充実することが不可欠となっています。このような課題解決の一方策として、都内の全中学2年生を対象に連続5日間の職場体験事業を実施することを目標に、平成17年度から取組を行うことにしております。

つきましては、中学生の職場体験の実施についてご理解・ご賛同いただきますと共に、貴団体傘下の支部や事業所等に対して、東京都が平成17年度から当事業を行うこと及び各事業所において積極的なご協力について周知していただきますよう、よろしくお願いいいたします。

特に、杉並区、江戸川区、町田市では、本事業の趣旨にご賛同いただき、すべての公立中学校で5日間の職場体験を実施いたしますので、この地域の事業所においては、中学生の職場体験の受入について特段のご配慮をいただきますようよろしくお願いいいたします。

また、各事業所への周知につきましては、職場体験の受入の検討や準備に時間がかかりますので、出来るだけ早い時期にご周知いただきますようお願いいたします。

平成17年3月1日

東京都知事本局青少年育成総合対策担当部長 白石弥生子
東京都教育委員会指導部長 近藤 精一

<担当：問い合わせ先>

東京都知事本局青少年育成総合対策推進本部

担当：渡部、肝付、加藤

電話：(5321)1111(内21-551、21-570)

FAX：(5388)1331

〒163-8001 東京都新宿区西新宿二丁目8番1号

都庁第一本庁舎27階南側

中学生の職場体験について

- 1 実施内容： 都内の全ての中学校の2年生を対象に、職場体験の取組を促進します。特に、連続5日間の職場体験の実施を目標としています。平成17年度は、杉並区、江戸川区、町田市の中学校を中心に5日間の職場体験を実施予定です。

2 関係団体の皆様へのご依頼事項

【普及啓発】

- (1) 貴団体傘下の都内事業所に対し、本事業の実施に関してご周知いただけますでしょうか。
また、学校や市区町村教育委員会から職場体験の受入の依頼があった場合は、相談にのっていただくようお願いできますでしょうか。(3日間以下の短期間の受入の相談もあります。)
- (2) 会議や広報紙、月刊誌等において広報いただけますでしょうか。
可能であれば、4月以降の会議や広報紙、月刊誌等に、当事業について説明や記事掲載をお願いいたします。
(都庁の職員が説明に伺うこと及び記事の内容を作成しますので、ご希望の場合はご連絡をお願いします。)
- (3) 事業所の特色ある取組の収集・広報
業界紙等において、各事業所の職場体験の取組を積極的に広報していただけますでしょうか。

【受入の促進】

- (1) 3日間以上の職場体験の受入について働きかけていただき、積極的に検討していただける(又は受け入れていただける)企業等について、以下の内容について教えていただけますでしょうか。
(内容) 企業名、住所・連絡先、担当者名、体験の内容等
(期日) 平成17年4月13日(水)
(一応の期日ですので、その後も随時ご連絡ください)
(その他) 積極的に検討いただける企業等があれば、東京都職員が企業等の皆様に直接ご説明に伺うことも検討していますのでご相談ください。
- (2) 杉並区、江戸川区、町田市における協力について
特に、杉並区(対象:23校、2100人)、江戸川区(33校、4600人)、町田市(20校、2700人)では、全中学校で5日間の職場体験を実施することにしており、積極的に取り組んでおりますので、この地域の事業所では、5日間の職場体験の受入について特段のご協力をいただきますよう伝えいただけますでしょうか。

中学校で実施されている職場体験の例

職場体験の実施については、基本的は学校と事業所との話し合いにより、実施時期や内容、受入人数、当日の日程、経費、生徒の保険等について決定されます。また、市区町村や中学校によって実施時期、方法、内容等が異なりますので、受入の際には、学校等と個別のご相談いただくこととなります。

参考まで、以下に中学校で実施されている職場体験の大まかな例をお示しいたします。

(1) 実施時期

実施する中学校によって7月、9月、11月頃など時期は異なります。なお、授業として行いますので春・夏・冬休み期間中は実施していません。

(2) 実施期間

既存の職場体験は、1日～2日の期間で実施しているところが多く見受けられますが、本事業では、現在の取組期間を延長し、連続5日間の実施を目標としています。

(3) 受入時間

受入時間は、各事業所の営業時間に合わせたものになっています。授業時間に合わせ9時頃から3時頃まで受け入れる事業所も見受けられます。

(4) 受入手順及びプログラム

受入前に中学校の担当教員との打ち合わせを行い、事業所が受入プログラムを作成しています。

プログラム例としては以下のとおり（町田市資料を参照）

- (1日目) 事業所内あいさつ、決まりごとやマナーの学習、5日間のスケジュールの確認、仕事内容の説明、質問や調べ
- (2日目～4日目) 事業所の業務に沿った活動、質問や調べ
- (5日目) 事業所の業務に沿った活動、事業所内へのあいさつ、お礼

(5) 受入事業所の例

小売店（スーパー）、コンビニ、書店、新聞社、英会話学校、運送業、建築事務所、設計事務所、和菓子店、美容室、ペットショップ、病院、市・区役所、警察署、消防署、保育園・幼稚園、駅事務所など、地域の様々な事業所で受け入れていただいています。

(6) 事前準備の流れ

学校では、生徒の職場体験先の希望を取りまとめます。

生徒の希望に基づき、学校の教員等が関係の事業所を訪問し、職場体験の受入についてお願いしています。

事業所の受入内諾をいただいた場合、学校と事業所との間で受入に関する打ち合わせ、受入準備を進めます。

事業所で職場体験を行うために準備するもの等がありましたら事前に中学校にご連絡いただいています。

また、生徒が事前に挨拶や見学に来ることもあります。

(7) 当日の動向

生徒だけで事業所に出向いたり、付き添い(教員や P T A、ボランティア等) が同行するなどして、所定の時間までに到着します。

その後、事業所の担当者の指示及びあらかじめ事業所で作成された職場体験プログラムに沿って、職場体験を行います。

(8) 保険等

一般的に、授業時間内ですので生徒は傷害保険の適用になります。ただし、生徒が事業所に損害を与えた場合の損害賠償保険には加入していない場合が多いようです。中学校との打ち合わせの際に、ご確認をお願いします。

(9) 経費について

生徒の事業所までの交通費、昼食代、障害保険費、職場体験に必要な消耗品等は本人または教育委員会等が負担、準備します。

大変申し訳ありませんが、事業所に対する受入のための謝礼等はありません。

(1 0) その他

職場体験は、生徒の自主性に基づき職場を選択しておりますので、生徒からの希望がない場合も考えられます。